

競争入札等参加資格審査申請（追加）の時期等の変更について

明石市が発注する「建設工事」、「測量、設計及びコンサルタント業務」及び「物品の製造売買及びサービス業務」に係る競争入札等に参加するための資格審査について、追加による申請の時期等を次のとおり改正いたしましたのでお知らせします。

また、これに伴い、参加資格の有効期間が満了することを個別にお知らせをすることは廃止します。

項 目	改 正 後	改 正 前
(1) 追加申請の 受付実施回数	随時（資格認定は定期の申請と重複 する時を除く 2 か月毎）	定期の参加資格審査に基づく資格 認定後、3 回実施
(2) 追加申請に係る 応募要領等の公表 の時期及び方法	継続的に市ホームページ内「郵便入 札コーナー」に掲載	7 月及び 12 月に市広報誌及び市ホ ームページ内「郵便入札コーナー」に 掲載
(3) 追加申請の 提出締切日	偶数月の末日 ※末日が休日である場合は、その直前の 休日でない日とする。 ※定期の資格審査に基づく資格認定の 直前の 2 月を除く。 ※初回の平成 19 年 4 月末日については、 平成 19 年 5 月 10 日に読み替える。	8 月中旬 及び 2 月中旬 ※受付期間は約 1 か月
(4) 追加申請に係る 資格の有効期間 の開始日	提出締切日の属する月の 翌々月の 1 日 ※申請内容に不備があり、次号に定める補正 期日までに補正が完了しない場合にあって は、申請書を差し戻し認定は行わない。	10 月 1 日（8 月中旬締切分） 及び 4 月 1 日（2 月中旬締切分）
(5) 申請書の補正期日	提出締切日の属する月の 翌月の 15 日 ※15 日が休日である場合は、その直前 の休日でない日とする。 ※初回の平成 19 年 5 月 15 日について は、平成 19 年 5 月 17 日に読み替える。	（新 設）
(6) 追加申請に係る 資格の有効期限	（変更なし）	定期の参加資格審査に基づく資格 有効期間の末日まで

※ 上記の「休日」とは、明石市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 4 号）第 2 条に定める市の休日を指します。

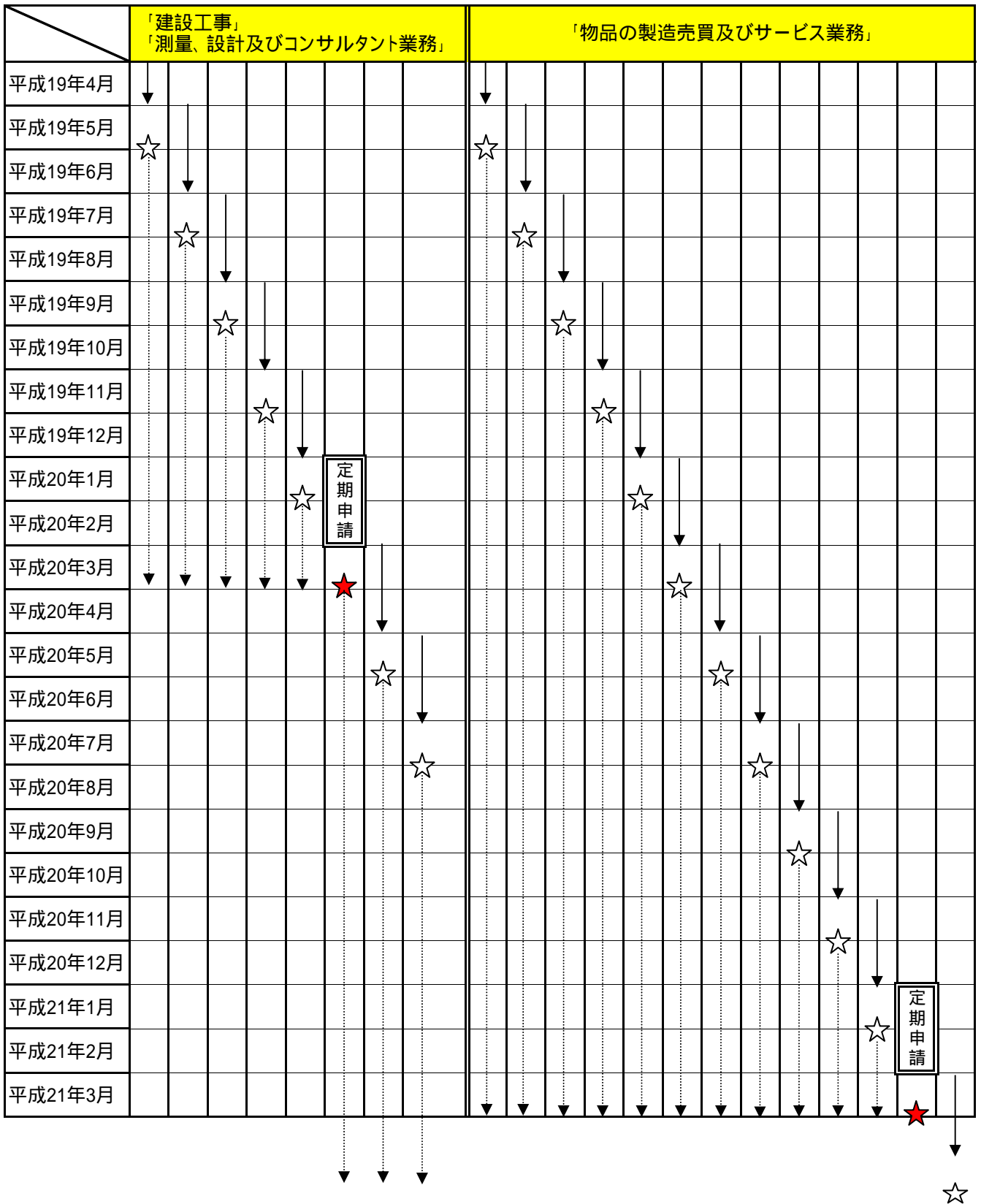
※ 定期の参加資格審査に基づく資格有効期間（2 年間）の開始日は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 建設工事 | 西暦の下一桁が偶数年の 4 月 1 日 |
| (2) 測量、設計及びコンサルタント業務 | 西暦の下一桁が偶数年の 4 月 1 日 |
| (3) 物品の製造・売買及びサービス業務 | 西暦の下一桁が奇数年の 4 月 1 日 |

追加による申請要領及び申請書類は下記をクリックしてダウンロードしてください。

建設工事（追加）
測量・設計及びコンサルタント業務（追加）
物品の製造・売買及びサービス業務（追加）

追加による申請時期等の例



凡 例	→	追加申請の期間(偶数月の末日締切 定期申請時期を除く。)
	☆ ★	参加資格有効期間の開始日(締切日の属する月の翌々月の1日)
	⋯→	参加資格有効期間